

宇都宮市建設工事成績評定実施要領

(目的)

第1条 この要領は、宇都宮市が発注する請負工事の工事成績評定（以下「評定」という。）を実施することにより、請負工事の適正かつ効率的な施工を図り、もって工事に関する技術水準の向上及び受注者の適正な選定及び指導育成に寄与することを目的とする。

(対象工事)

第2条 評定の対象とする工事は、1件の請負金額が100万円を超えるものについて行うものとする。ただし、災害応急復旧工事のうち特に緊急を要するものは除くものとする。

(評定者)

第3条 評定を行う者（以下「評定者」という。）は、次の各号に掲げる者とする。

(1) 監督員

監督員は担当係員で、宇都宮市契約規則（平成17年宇都宮市規則第12号）（以下「規則」という。）第44条に基づき指定された者をいう。

(2) 総括監督員

総括監督員は担当係長（請負金額が500万円以下の建築、土木、機械・電気設備その他の工事の検査に係る場合は、予算執行者に命ぜられた者）で、規則第44条に基づき指定された者をいう。

(3) 検査員

検査員は、規則第44条に基づき指定された者をいう。

(評定の方法)

第4条 評定は、工事ごとに独立して行うものとする。

2 評定は、監督又は検査により確認した事項に基づき、評定者ごとに独立して的確かつ公正に行うものとする。

3 前項の評定を行う場合、検査の結果、工事の手直しがあつた場合でも手直し前の状態を評定するものとする。

4 評定は、別紙様式第6号の「工事成績調書」によつて行うものとする。

5 評定点の算出は、「施工プロセスのチェックリスト」や「工事成績採点表の考査項目の考査項目別運用表」を用いて、別表第1の「工事成績採点表」及び別表第2の「項

目別評定点採点表」によって行うものとする。また、別表第3の「記入方法及び留意事項」、別紙第4の「施工体制の点検表」等を考慮するものとする。

6 工事における工事特性、創意工夫又は社会性等について、請負者は当該工事における実施状況を様式-1及び様式-2により提出できるものとし、提出があった場合は評定に当たって適切に反映させるものとする。

7 土木、舗装、電気設備、機械設備等の工種を一括契約とした工事の評定は、軽微な工種を除き工種別に仮評定を行い、その結果を総合的に勘案して評価するものとする。

(評定結果の報告)

第5条 評定者は、宇都宮市建設工事検査規程（昭和48年訓令第4号）第15条の工事の成績評定に基づき評定を行ったときは、「工事成績調書」「工事成績評定点採点表」「工事成績採点の審査項目の審査項目別運用表」の写を延滞なく検査室長に提出するものとする。なお、請負金額が500万円以下の土木、建築、機械・電気設備その他の工事にあつては、所管課長へも併せて提出するものとする。

(評定の集計等)

第6条 検査室長は、提出を受けた評定を取りまとめ、その結果を毎年度、副市長及び所管部長並びに契約課長に報告するものとする。

(評定結果の通知)

第7条 検査室長（500万円以下工事にあつては所管課長、以下「検査担当課長」という。）は、評定者から第5条の評定結果の報告を受けたときは、別に定める「宇都宮市工事成績評定通知実施要領」に基づき、速やかに当該工事の評定点を請負者に通知するものとする。

(評定の修正)

第8条 検査室長・検査担当課長は、前条の通知をした後、当該評定を修正する必要があると認められた場合は、評定を修正し、その結果を当該工事の請負者に通知するものとする。

(説明請求等)

第9条 第7条又は第8条による通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して14日以内（休日及び祝日を含む。）に書面より、市長に対して評定の内容について説明を求めることができる。

- 2 検査室長・検査担当課長は、前項による説明を求められたときは、請求を受けた日から起算して14日以内(休日及び祝日を含む。)に書面により回答するものとする。
- 3 検査室長・検査担当課長は、前項による回答を行うときは、別に定める宇都宮市工事成績評定審査委員会(以下「委員会」という。)に意見を求めることができる。
- 4 第1項及び第2項の事項については、第7条又は第8条の通知において明らかにするものとする。

(再説明請求等)

- 第10条 前条第2項による回答を受けた者は、回答を受けた日から起算して7日以内(休日及び祝日を含む。)に書面により、再説明を求めることができる。
- 2 検査室長・検査担当課長は、前項による再説明を求められたときは、請求を受けた日から起算して60日以内(休日及び祝日を含む。)に書面により回答するものとする。
 - 3 検査室長・検査担当課長は、前項による回答を行うときは、別に定める委員会に意見を求めるものとする。
 - 4 第1条及び第2条の事項については、第9条第2項の回答において明らかにするものとする。

附 則

(施行期日)

本要領は、平成19年1月1日から施行する

本要領は、平成26年4月1日から施行する